

薩摩川内市広告事業広告代理店募集《Q & A》

申込

Q 募集要項には申込者（広告代理店）の地域属性（市内に本社や営業拠点の有無等）の指定や制限が記載されていないが、市内外を問わず申込みことができるか？

A 申込者（広告代理店）の地域属性の指定はありません。市内外を問わず申込みことができます。

Q 本社が所在する市町村で『市税等の滞納のない証明書』の発行がありません。納税証明書を提出してもよいか。

A 市町村によっては、いわゆる「滞納のない証明書」の発行を行っていない場合があります。その場合は、納税義務のある全ての税目について『納税証明書』を取得し、提出してください。

Q 薩摩川内市に事業所があって法人住民税を納付している。薩摩川内市が発行する『滞納のない証明書』が必要か？

A 申込書の下部に『税情報の閲覧同意』欄があります。チェック(☑)していただければ、市担当部局が確認しますので、書類提出は不要となります。

営業活動

Q 独自に作成した資料を営業で使用することは可能か？

A 広告代理店において作成した資料を営業に使用する場合は、事前に使用許可が必要になりますので、資料データを募集要項記載の問い合わせ先に電子メールにてご提出ください。資料を確認後、使用可否についてご連絡いたします。なお、資料の作成費用等については、広告代理店のご負担となります。

広告掲載

Q 広告主の地域属性（市内に本社や営業拠点の有無等）の指定や制限はあるか？

A 実際の広告を掲出する広告主についても地域属性は指定しません。

Q 広告の掲出期間は指定があるのか？

A 掲載期間は任意の月数とし、毎月1日から末日までの1カ月単位で指定することができます。ただし、広告掲載の申込は先着順となりますので、掲載を希望する広告枠に空きがない場合はご希望の掲載期間に添えない場合があります。

Q 広告物の劣化や色褪せなど期間中の管理はどうなるのか？

A 広告物は広告代理店で管理となります。劣化や色褪せなどが生じたときは、広告代理店で代替の広告物を掲出していただくことになります。

広告（案）の提出・審査

Q 色やデザインの制限はあるのか？

A 特許法、著作権法、商標法、意匠法その他の関係法令に抵触しない限り、制限はありません。

Q 広告(案)の提出は電子メールでもよいのか？

A 電子メールでも受け付けます。ただし、A4サイズのPDFデータに限ります。出力の際に特殊な印刷設定なしにA4で出力できるように調整したものを提出してください。

Q 広告事業審査会ではどういう基準で審査するのか？

A 薩摩川内市広告掲載に関する基本要綱、薩摩川内市広告掲載基準、薩摩川内市広告掲載及び掲出に関する要領に照らしての審査となります。審査は大きく2点です。①広告主が掲載可能な業種・事業者であるか、②広告(案)が掲載基準に抵触しないかを審査します。

Q 審査結果での差替えを求められることがあるのか？

A 掲載基準に基づいて審査することになりますが、その具体的例示には『…のおそれがあるもの』、『不快感を与える』、『誤認させる』といったように、個人の受ける印象で異なると思われるものもあります。審査会委員の一部に“掲載基準に照らして誤認される可能性がある”といった意見があれば、審査会意見としてその旨を契約の相手方(広告代理店)に伝え、差替えを求めることになります。

差替えられた広告(案)を再度審査する流れとなります。

広告料等

Q 広告料の他に支払う使用料(占用料)にはどんなものがあるのか？

A 例えば、川内駅東西自由通路(市道川内駅東西通り線)は「道路占用料」、総合体育館は「公園占用料」と、財産の区分や適用条例など事務手続き及び使用料が異なります。

Q 行政財産使用料等の算出方法は？

A 行政財産の場合は『行政財産の目的外使用による使用料徴収条例』、市道の場合は『道路占用料等徴収条例』、都市公園の場合は『都市公園条例』に基づいて納入していただく必要があります。

徴収に関する根拠は異なりますが、算定はほぼ同じです。1枠ごとに『表示面積1㎡あたり年額900円。1㎡未満は1㎡とし、1㎡を超過する場合は1㎡ごとに加算することになります。